

利用料

令和6年6月1日より

①地域密着型通所介護（7時間以上8時間未満）

基本利用料	要介護 1	753	円/日
	要介護 2	890	円/日
	要介護 3	1,032	円/日
	要介護 4	1,172	円/日
	要介護 5	1,312	円/日
加算	入浴介助加算（Ⅰ）	40	円/日
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22	円/日
	若年性認知症利用者受入加算	60	円/日
	ADL維持等加算（Ⅰ）	30	円/月
	生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100	円/3月
	科学的介護推進体制加算	40	円/月
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	該当する金額の合計×9.2%	

要介護の方 1 回の利用料（食事代 ¥650 含む）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担	1,465円	1,602円	1,744円	1,884円	2,024円
2割負担	2,930円	3,204円	3,488円	3,768円	4,048円
3割負担	4,395円	4,806円	5,232円	5,652円	6,072円

※ADL維持等加算、科学的介護推進体制加算、生活機能向上連携加算はひと月の金額、介護職員処遇改善加算はひと月当たりの総単位数に加算率を乗じるため含んでいません。

②通所介護相当サービス（4時間以上）

基本利用料	認定非該当	1,798 円/月
	要支援 1	1,798 円/月
	要支援 2	3,621 円/月
	※認定非該当と要支援1の方については、ひと月の利用回数が3回以下の場合は1日当たり436円、要支援2の方についてはひと月の利用回数が7回以下の場合は1日当たり447円になります。	
加算	サービス体制強化加算（Ⅰ） 認定非該当・要支援 1	88 円/月
	サービス体制強化加算（Ⅰ） 要支援 2	176 円/月
	若年性認知症利用者受入加算	240 円/月
	生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100 円/3月
	科学的介護推進体制加算	40 円/月
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	該当する金額の合計×9.2%

通所介護相当サービス対象者の方のひと月の利用料

	認定非該当・要支援1	要支援2
1割負担	4,703円	9,390円
2割負担	6,806円	13,580円
3割負担	8,909円	17,770円

※非該当・要支援1は月4回利用・要支援2は月8回利用した場合。

(食事代¥650円×回数分、科学的介護推進体制加算含む)